

# 住宅に関する事業

## 高齢者などの居住支援

### 住宅住み替え相談

住み替えを考えている方を対象に公共住宅の案内など住宅相談を行っています。また、一定の要件に該当する住み替えの困難な高齢者には(公社)宅地建物取引業協会の協力を得て不動産協力店の紹介や支援を行っています。

### 相談日時

- ・毎月第1月曜日(一般相談)
- ・毎月第2・4火曜日(高齢者相談) 午後1時~4時(要予約)

### 相談員

(公社)東京都宅地建物取引業協会千代田中央支部の相談員、区職員(高齢者相談のみ)

### あんしん居住制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居

する際、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターの「あんしん居住制度」を利用する場合に、利用費用の一部を助成します。

### 対象

- ・満60歳以上の方
- ・障害のある方(障害の程度による条件あり)

### 助成額

- ・預かり金タイプは利用費用の2分の1
  - ・月払いタイプは事務手数料
- ◎詳しくはお問い合わせ下さい。

### 家賃債務保証制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(一財)高齢者住宅財団が実施している「家賃債務保証制度」を利用する場合、その保証料の一部を助成します。

### 対象

- ・満60歳以上の方、または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方
- ◎同居者は配偶者、満60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けて

- いる60歳未満の親族などに限りません。
- ・障害者世帯(障害の程度による条件あり)
- ・子育て世帯(扶養義務のある18歳以下の者が同居)

### 助成額

保証料の2分の1

### 住宅住み替え相談について

住宅課計画指導係(一般相談) ☎(3546)5466

高齢者福祉課高齢者サービス係(高齢者相談) ☎(3546)5355

あんしん居住制度について(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター

◎事務所移転のため、11月25日(月)以降、問い合わせ先が変更になります。

11月21日(木)・22日(金)まで ☎(5466)2635

11月25日(月)以降 ☎(5989)1784

- ・家賃債務保証制度について

(一財)高齢者住宅財団

☎(6880)2781

・あんしん居住制度利用助成および家賃債務保証制度利用助成について

住宅課計画指導係

☎(3546)5466

## 住宅修繕等資金の融資あっせん

住宅の修繕や木造住宅の耐震改修などをしようとする方で、その資金を調達することが困難な場合に、低利の融資が受けられるよう指定金融機関にあっせんします。

ただしこの制度を利用するには事前に金融機関の仮審査を受けていただく必要があります。

◎増築または改築工事で、建築確認申請を必要とする工事は対象となりません。またその他にも要件があります。

◎詳しくはお問い合わせ下さい。

住宅課計画指導係

☎(3546)5466

## 区立住宅・区立高齢者住宅・区営住宅 入居者募集

### 区立住宅

主に中堅所得世帯の方を対象とする住宅です。

### 主な申し込み資格

区内在住であること、または区内に2親等以内の親族が居住していること、同居親族がいることなど

### 区立高齢者住宅

満65歳以上(昭和29年12月3日以前別表

住宅区分	住宅名	募集戸数	間取り	面積	基準使用料(月額)	所得基準(年間所得)
区立住宅	晴海ガーデンコート	1戸	3DK	68.00㎡	139,810円	1,896,001円~14,400,000円
	京橋プラザ住宅(特公賃型)	1戸	3LDK	78.40㎡	174,900円	2,276,000円~6,244,000円(2人世帯の場合)
	京橋プラザ住宅(一般型)	1戸	2DK	50.30㎡	109,900円	1,896,001円~14,400,000円
区立高齢者住宅	堀留町高齢者住宅	1戸	1DK	41.70㎡	89,000円	0円~14,400,000円
	築地あかつき高齢者住宅	1戸	1DK	31.60㎡	68,000円	
区営住宅	勝どき住宅	1戸	1DK	32.60㎡	23,000円~81,600円	0円~1,896,000円(単身) 0円~2,276,000円(2人世帯)
		1戸	2DK	53.80㎡	37,900円~136,100円	0円~2,276,000円(2人世帯)
		1戸	3DK	59.30㎡	41,800円~153,000円	0円~3,036,000円(4人世帯)

◎今回の京橋プラザ住宅(特公賃型)は居室内で入居者の方がお亡くなりになった事実があります。

◎今回募集の住宅は、世帯の所得に応じた応能家賃です。

◎京橋プラザ住宅(特公賃型)、区営住宅は、世帯の人数に応じて所得基準が変動します。

◎区営住宅は、間取りによってお申し込みいただける世帯人数が異なります。1DKは単身または2人世帯のみ、2DKは2人以上世帯、3DKは4人以上世帯が申込可能となります。

◎所得とは、給与所得者の場合、給与所得控除後の金額です。

の生まれ)の1人暮らし、または高齢者夫婦など(2人世帯高齢者)の世帯を対象とする住宅です。

### 主な申し込み資格

区内に引き続き3年以上居住していること、自立して日常生活を営めることなど

### 区営住宅

主に低所得世帯の方を対象とする住宅です。

### 主な申し込み資格

区内在住であること、決められた居住者数であることなど

### 共通

### 申し込み資格(所得基準)

世帯の所得が別表の所得基準の範囲内であること

### 募集する住宅と戸数

別表のとおり

### 申し込みのしおりなどの配布期間

12月2日(月)まで

◎配布期間中(土曜日は除く)に、区役所5階住宅課および日本橋・月島特別出張所で配布します。

◎11月24日(日)、12月1日(日)は区役所1階でのみ配布します。

◎区のホームページからダウンロードすることもできます。

### 申し込み方法

12月9日(必着)までに日本郵便(株)晴海郵便局留めの郵送で申し込む。

◎申し込みは、各住宅区分1世帯につき1通です。申し込み資格、住宅の所在地、間取りなど詳しくは申し込みのしおり、または区のホームページをご覧ください。

住宅課住宅管理係

☎(3546)5467

## 自転車の安全利用について

自転車は車の仲間です



原則として次の場合を除き車道を走らなければなりません。

- ・道路標識などにより、歩道を通行することができる場合
- ・運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方
- ・車道または交通の状況からみて、自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ない場合

### 自転車安全利用五則

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
  - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ・夜間はライトを点灯
  - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

ルール・マナーを守っていても、事故に遭う可能性があります。重傷事故を防ぐために、大人も子どももヘルメットを着用しましょう。

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、交通ルールを守らないと、重大な交通事故につながる恐れがあります。また万一の自転車事故に備え、保険に加入しましょう。

### 歩行者天国は自転車通行禁止

区内では銀座通り(中央通り)で歩行者天国が実施されています。歩行者天国は、歩行者道路として人と車を分離し、安心して楽しい散策やショッピングができるよう設けられたものです。

自転車は、降車し押して通行してください。

環境政策課交通対策係

☎(3546)5443

## 医療費や保険料の還付金詐欺にご注意ください

区役所職員などを装って、「医療費や保険料の還付金があります。キャッシュカードを持ってATMへ行き、還付金の手続きをしてください」という不審な電話が相次いで発生しています。

区では還付金に関して事前にお出しいただいた書類の確認などを除き、直接電話で口座番号を聞くことは絶対ありません。また、現金自動預払機(ATM)を使った医療費や保険

料の還付は行っていません。現在、区では「医療費」や「保険料」の還付金がある場合、電話ではなく通知を郵送し、指定された口座に振り込む方法をとっています。

### 主な手口例の紹介

#### 手口例1

区役所職員を名乗る者から電話で、「医療費還付の申請書を郵送していますが、いまだ申請がありません。締め切りが今日の午前中なので、近

くのATMで手続きをしてください。申請方法はATMに行ったら電話で説明します。」

#### 手口例2

区役所職員を名乗る者から電話で、「保険料の過払いがあります。以前、還付通知を郵送しましたが手続きがされていません。今、銀行名と口座番号を教えてください、還付金を振り込みます。後ほど銀行員から電話がありますので、指示を受けてください。」

保険年金課給付係

☎(3546)5360